防衛庁訓令第４９号

自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第１条第２項、第２条第２項、第３条第２項、第４条第３項、第５条第３項、第６条第４項、第７条、第８条第２項及び第８９条の規定に基づき、表彰等に関する訓令を次のように定める。

昭和３０年８月１０日

防衛庁長官　　砂　田　重　政

表彰等に関する訓令

改正

昭和３１年　１月２１日庁訓第　３号　昭和４８年１０月１６日庁訓第５１号
昭和３３年　９月１８日庁訓第９０号　昭和４９年　４月１１日庁訓第２７号
昭和３６年　２月２０日庁訓第　７号　昭和５３年　３月２７日庁訓第　８号
昭和３６年　９月２９日庁訓第５６号　昭和５３年　７月　１日庁訓第３０号
昭和３７年　５月　１日庁訓第３１号　昭和５３年１２月１４日庁訓第３６号
昭和３７年　８月１０日庁訓第５０号　昭和５５年　３月１３日庁訓第　１号
昭和３７年　９月２５日庁訓第５８号　昭和５５年１２月　５日庁訓第４０号
昭和３７年１１月　１日庁訓第７３号　昭和５６年　２月１０日庁訓第　１号
昭和３８年　５月　２日庁訓第２２号　昭和５７年　４月３０日庁訓第１９号
昭和３９年　１月２９日庁訓第　１号　昭和５９年　４月１１日庁訓第１８号
昭和３９年　３月３１日庁訓第　８号　昭和５９年　６月３０日庁訓第３７号
昭和３９年１０月２６日庁訓第４２号　昭和６０年　４月　６日庁訓第１９号
昭和４０年　１月２９日庁訓第　４号　昭和６０年１０月３１日庁訓第３７号
昭和４０年　２月２６日庁訓第　９号　昭和６０年１２月２１日庁訓第４２号
昭和４０年　３月　５日庁訓第１２号　昭和６２年　５月２１日庁訓第１５号
昭和４１年　２月　３日庁訓第　１号　昭和６３年　４月　８日庁訓第１２号
昭和４２年　７月２６日庁訓第１４号　平成　元年　３月　４日庁訓第　６号
昭和４２年　９月３０日庁訓第２４号　平成　元年　３月１５日庁訓第１３号
昭和４２年１０月２０日庁訓第３０号　平成　元年　９月２８日庁訓第５５号
昭和４５年　６月１８日庁訓第２６号　平成　８年　２月２９日庁訓第　９号
昭和４６年　２月１０日庁訓第　１号　平成　８年　６月　３日庁訓第４２号
昭和４７年１０月　９日庁訓第４８号　平成　９年　１月１７日庁訓第　１号
昭和４８年　２月１３日庁訓第　５号　平成１０年　３月２５日庁訓第１２号

平成１０年１２月　２日庁訓第４６号　平成２３年１２月１９日省訓第４１号
平成１１年　３月１９日庁訓第　８号　平成２５年　３月２２日省訓第１６号
平成１２年　３月３０日庁訓第４３号　平成２６年　３月２４日省訓第１０号
平成１２年　６月　９日庁訓第７６号　平成２６年　７月３１日省訓第６１号
平成１３年　１月　６日庁訓第　２号　平成２７年　３月１８日省訓第　２号
平成１３年　８月　１日庁訓第７０号　平成２７年１０月　１日省訓第３９号
平成１３年１１月　２日庁訓第７６号　平成２７年１１月２７日省訓第５１号
平成１４年　３月２２日庁訓第　９号　平成２８年　１月２９日省訓第　４号
平成１５年　７月２４日庁訓第５８号　平成２８年　３月２８日省訓第１８号
平成１６年　９月１７日庁訓第７３号　平成２９年　３月２９日省訓第１９号
平成１８年　３月２７日庁訓第３６号　平成２９年　６月２３日省訓第３９号
平成１８年　３月３１日庁訓第６３号　平成２９年１０月２４日省訓第５７号
平成１８年　７月２８日庁訓第８３号　平成２９年１０月３１日省訓第５８号
平成１９年　３月２７日庁訓第１０号　平成３０年　３月２６日省訓第１５号
平成１９年　８月３０日省訓第 145号　平成３１年　３月２９日省訓第１８号
平成２０年　３月２５日省訓第１２号　令和　２年　３月２５日省訓第１４号
平成２１年　７月１７日省訓第４４号　令和　２年　９月３０日省訓第５７号
平成２１年　７月２９日省訓第４８号　令和　２年１２月２８日省訓第６７号
平成２２年　６月３０日省訓第２９号　令和　４年　３月１５日省訓第１０号
平成２３年　４月　１日省訓第１６号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　賞詞（第３条―第１０条）
第３章　賞状（第１１条―第１７条）
第４章　精勤章（第１８条・第１９条）
第５章　表彰の手続（第２０条―第２３条）
第６章　感謝状（第２４条―第２９条）
第７章　雑則（第３０条―第３６条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、賞詞及び賞状並びにこれらの副賞の授与、功労章（第１級防衛功労章

、第２級防衛功労章、第３級防衛功労章、第４級防衛功労章及び第５級防衛功労章をいう。以下同じ。）及び第１級部隊功績貢献章の形状及び制式、精勤章の授与、表彰の手続並びに感謝状の贈与等に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令中の次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

（１）「部隊等」とは、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備庁の施設等機関をいう。

（２）「曹長等」とは、陸曹長から３等陸曹まで、海曹長から３等海曹まで及び空曹長から３等空曹までの自衛官をいう。

（３）「士長等」とは、陸士長、海士長及び空士長以下の自衛官をいう。

第２章　賞詞

（第１級賞詞）

第３条　第１級賞詞は、次のいずれかに該当する隊員に対して授与する。

（１）自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号。以下「法」という。）第７６条第１項、第７８条第１項、第８１条第２項又は第８１条の２第１項の規定による出動に参加し、隊員の模範と認められる顕著な功績があつた者

（２）法第７７条の４、第８２条、第８２条の２、第８３条第２項、第８３条の２、第８３条の３又は第８４条の規定による行動に際して、危難を顧みず率先てい身して、隊員の模範と認められる顕著な功績があつた者

（３）技術上推賞に値する発明考案をした者

（４）前各号に掲げるもののほか、職務の遂行に当たり推賞に値する顕著な功績があつた者

（５）国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成４年法律第７９号）第２７条第１項の規定により派遣された自衛官（以下「国際連合派遣自衛官」という。）であつて、国際連合の業務の遂行に当たり、推賞に値する顕著な功績があつたもの

（６）国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成７年法律第１２２号）第２条第１項の規定により派遣された者（以下「派遣隊員」という。）であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、推賞に値する顕著な功績があつたもの

（第２級賞詞）

第４条　第２級賞詞は、次のいずれかに該当する隊員に対して授与する。

（１）法第７６条第１項、第７８条第１項、第８１条第２項又は第８１条の２第１項の規定による出動に参加し、隊員の模範と認められる功績があつた者

（２）法第７７条の４、第８２条、第８２条の２、第８３条第２項、第８３条の２、第８３条の３又は第８４条の規定による行動に際して、危難を顧みず率先てい身して、隊員の

模範と認められる功績があつた者

（３）技術上特に優秀な発明考案をした者

（４）前各号に掲げるもののほか、職務の遂行に当たり推賞に値する功績があつた者

（５）国際連合派遣自衛官であつて、国際連合の業務の遂行に当たり、推賞に値する功績があつたもの

（６）派遣隊員であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、推賞に値する功績があつたもの

（第３級賞詞）

第５条　第３級賞詞は、次のいずれかに該当する隊員に対して授与する。

（１）職務の遂行に当たり、特に著しい功績があつた者

（２）技術上優秀な発明考案をした者

（３）国際連合派遣自衛官であつて、国際連合の業務の遂行に当たり、特に著しい功績があつたもの

（４）派遣隊員であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に著しい功績があつたもの

（第４級賞詞）

第６条　第４級賞詞は、次のいずれかに該当する隊員に対して授与する。

（１）職務の遂行に当たり、著しい功績があつた者

（２）技術上優れた発明考案をした者

（３）国際連合派遣自衛官であつて、国際連合の業務の遂行に当たり、著しい功績があつたもの

（４）派遣隊員であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、著しい功績があつたもの

（第５級賞詞）

第７条　第５級賞詞は、次のいずれかに該当する隊員に対して授与する。

（１）職務の遂行に当たり、功績があつた者

（２）技術上発明考案をした者

（３）国際連合派遣自衛官であつて、国際連合の業務の遂行に当たり、功績があつたもの

（４）派遣隊員であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、功績があつたもの

（功労章の形状及び制式）

第８条　功労章の形状及び制式は、別表第１のとおりとする。

（賞詞の副賞）

第９条　表彰権者は、賞詞に添えて、次の区分により定める金額の範囲内で賞金その他の副賞を授与することができる。

第１級賞詞　７万円

第２級賞詞　２万円

第３級賞詞　１万円

第４級賞詞　５千円

第５級賞詞　２千円

第１０条　第１級賞詞から第５級賞詞までの賞詞の表彰範囲及び表彰権者は、別表第２のとおりとする。

第３章　賞状

（第１級賞状）

第１１条　第１級賞状は、次の各号のいずれかに該当する部隊等に対して授与する。

（１）法第７６条第１項、第７８条第１項、第８１条第２項又は第８１条の２第１項の規定による出動において職務の遂行に当り、自衛隊の模範と認められる顕著な功績があつた部隊等

（２）法第７７条の４、第８２条、第８２条の２、第８３条第２項、第８３条の２、第８３条の３又は第８４条の規定による行動に際して、危険を冒して活動し、自衛隊の模範と認められる顕著な功績があつた部隊等

（３）前２号に掲げるもののほか、職務の遂行に当り推賞に値する顕著な功績があつた部隊等

（第２級賞状）

第１２条　第２級賞状は、次の各号のいずれかに該当する部隊等に対して授与する。

（１）法第７６条第１項、第７８条第１項、第８１条第２項又は第８１条の２第１項の規定による出動において自衛隊の模範と認められる功績があつた部隊等

（２）法第７７条の４、第８２条、第８２条の２、第８３条第２項、第８３条の２、第８３条の３又は第８４条の規定による行動に際して、危険を冒して活動し、自衛隊の模範と認められる功績があつた部隊等

（３）前２号に掲げるもののほか、職務の遂行に当り推賞に値する功績があつた部隊等

（第３級賞状）

第１３条　第３級賞状は、職務の遂行に当り、特に著しい功績があつた部隊等に対して授与する。

（第４級賞状）

第１４条　第４級賞状は、職務の遂行に当り、著しい功績があつた部隊等に対して授与する。

。

（第５級賞状）

第１５条　第５級賞状は、職務の遂行に当り、功績があつた部隊等に対して授与する。

（第１級部隊功績貢献章の形式及び制式）

第１５条の２　第１級部隊功績貢献章の形状及び制式は、別表第１の２のとおりとする。

（賞状の副賞）

第１６条　表彰権者は、賞状に添えて、次の区分により定める金額の範囲内で賞金その他の副賞を授与することができる。

第１級賞状　７万円

第２級賞状　５万円

第３級賞状　３万円

第４級賞状　１万円

第５級賞状　５千円

２　表彰権者は、特別の必要があると認める場合には、防衛大臣の承認を得て前項の制限をこえて賞金その他の副賞を授与することができる。

第１７条　第１級賞状から第５級賞状までの賞状の表彰範囲及び表彰権者は、別表第２のとおりとする。

第４章　精勤章

（精勤章）

第１８条　精勤章は精勤章甲及び精勤章乙とし、その形状及び形式は、別表第３のとおりとする。

２　精勤章甲は、精勤章乙の５線分に相当するものとし、次条の規定により、表彰の回数が５の倍数にあたる場合に授与し、精勤章乙は、その他の場合に授与するものとする。

３　精勤章の授与単位及び授与権者は、別表第４のとおりとする。

（精勤章を授与する場合）

第１９条　士長等に対する精勤章は、士長等となつた日（自衛官候補生から引き続き自衛官となつた場合は、当該自衛官候補生となつた日）又は直前に士長等に対する精勤章を授与された日以後精勤した期間が６月以上であり、かつ、過去６月間において戒告を除く懲戒処分を受けたことがない者のうちから選考して授与する。

２　曹長等に対する精勤章は、曹長等となつた日又は直前に曹長等に対する精勤章を授与された日以後精勤した期間が１年以上であり、かつ、過去１年間において戒告を除く懲戒処分を受けたことがない者のうちから選考して授与する。

３　前２項の場合において、公務上の負傷又は疾病によつて勤務しなかつた期間は、精勤した期間とみなす。

４　第１項及び第２項の場合において、派遣隊員が派遣先の機関において勤務した期間及び派遣隊員が派遣先の機関の業務上の負傷又は疾病によつて派遣先の機関において勤務しなかつた期間は、精勤した期間とみなす。

５　精勤章授与員数は、各階級について別表第４の授与単位ごとにその属する士長等及び曹

長等で第１項又は第２項に基づく資格を有するもののそれぞれ１００分の３５を基準とする。この場合、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部又は地方防衛局に派遣中の者は、当該派遣先に属するものとみなして算定する。

６　精勤章の授与は、原則として毎年４月及び１０月の２回とし、通常月の初日に行う。

第５章　表彰の手続

（賞詞及び賞状の上申）

第２０条　統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）若しくは幕僚長の監督を受ける部隊及び機関の長（以下「部隊長等」という。）又は防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部若しくは防衛監察本部（以下「防衛大学校等」という。）の長、情報本部の通信所長、地方防衛局長又は防衛装備庁長官は、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第１条若しくは第２条又はこの訓令の第３条から第７条まで若しくは第１１条から第１５条までの規定に定める表彰に該当する事実を認めた場合には、その都度功績事実を正確に審査し、順序を経て、当該表彰権者に、次に掲げる事項を記載した上申書により上申するものとする。

（１）賞詞又は賞状の区分

（２）表彰すべき隊員の所属、階級（自衛官以外の隊員の場合は、官職とする。以下同じ。）及び氏名又は表彰すべき部隊等の名称並びに部隊等の長の階級及び氏名

（３）表彰に該当すると認めた功績の大要

（４）前号の功績が部内及び部外に与えた影響

（５）当該隊員の履歴又は部隊等の過去の業績の概要

（６）その他参考となる事項

２　前項の規定により上申を受けた表彰権者は、功績内容が自己の表彰すべき範囲をこえるものと認める場合には、意見を付して更に上級の表彰権者に上申するものとする。

（精勤章の上申）

第２１条　精勤章の上申は、士長等及び曹長等別にそれぞれ第１９条第１項又は第２項の規定に基づく有資格者のうちから選考し、序列名簿を作成して行うものとする。

（令達及び表彰式）

第２２条　表彰を行うときは、その旨を別表第２の表彰範囲又は別表第４の授与単位に令達するものとし、かつ、表彰式を行うを例とする。

（死亡の場合）

第２３条　表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは、 生前の日付に遡って表彰する。

２　前項の場合には賞詞及び副賞並びに防衛功労章等（特別防衛功労章、功労章、特別部隊功績貢献章及び第１級部隊功績貢献章をいう。以下同じ。）は、その遺族に交付するものとする。

３　遺族の範囲及び順位は、国家公務員災害補償法（昭和２６年法律第１９１号）第１６条の規定の例による。

第６章　感謝状

（感謝状の贈与及び贈与権者）

第２４条　感謝状は、自衛隊に協力し又は自衛隊を援助して、その功労が著しいと認められる隊員以外の者又は団体に対し、その功労の程度に応じて、防衛大臣、幕僚長、防衛大学校等の長、地方防衛局長、防衛装備庁長官、駐屯地司令若しくは基地司令、幕僚長の指定する部隊等の長、統合幕僚学校長又は防衛装備庁長官の指定する施設等機関の長が贈与する。

（感謝状の副賞）

第２５条　前条の規定により感謝状を贈与する者（以下「贈与権者」という。）は、感謝状に添えて１件につき次の各号の区分に定める金額の範囲内の賞金その他の副賞を贈与することができる。

（１）防衛大臣　１人又は１団体につき　７万円

（２）幕僚長及び防衛大学校等の長及び防衛装備庁長官　１人又は１団体につき　５万円

（３）陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、団長、自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、地方総監、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、隊群司令（掃海隊群司令、護衛隊群司令、海上訓練指導隊群司令、航空群司令、潜水隊群司令、艦隊情報群司令、海洋業務・対潜支援群司令、開発隊群司令、教育航空群司令及びシステム通信隊群司令をいう。別表第２及び別表第４において同じ。）、航空総隊司令官、航空方面隊司令官、警戒航空団司令、航空救難団司令、航空戦術教導団司令、航空団司令、航空警戒管制団司令、航空支援集団司令官、第１輸送航空隊司令、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官、学校の校長（航空教育集団司令官の指揮監督を受ける航空自衛隊の学校の校長をいう。別表第２において同じ。）、航空自衛隊の補給処の処長、防衛大臣直轄機関の長、統合幕僚学校長及び地方防衛局長　１人につき　５千円　１団体につき　３万円

（４）前各号以外の贈与権者　１人につき　２千円　１団体につき　１万円

２　贈与権者は、前項の制限をこえて、副賞を贈与する特別の必要があると認める場合には、順序を経て防衛大臣に申請し、その承認を得てこれを行うことができる。

（感謝状の上申）

第２６条　部隊長等は、感謝状を贈与すべき事項に該当する事実を認めた場合には、そのつど順序を経て贈与権者に次に掲げる事項を記載した上申書により上申するものとする。

（１）贈与権者の区分

（２）贈与される者の住所及び氏名（団体の場合には、その団体及び代表者名）

（３）功労の大要
（４）前号の功労が部内及び部外に与えた影響
（５）当該者の履歴又は団体の業績の概要
（６）副賞の種類及び程度
（７）その他参考となる事項
（贈与する場合）
第２７条　感謝状を贈与する場合には、第２２条の規定による表彰式に準ずる礼をつくすものとする。
（死亡の場合）
第２８条　第２３条の規定は、死亡者に対する感謝状の贈与について準用する。
（記載事項）
第２９条　感謝状に記載する事項は、次のとおりとし、その様式は、別表第５の例による。
（１）感謝状の字句
（２）感謝状を贈られる者の住所及び氏名（団体の場合には、その団体名及び代表者名）
（３）功労の大要
（４）前号の功労を感謝する言葉
（５）贈与年月日
（６）贈与権者の官職及び氏名
第７章　雑則
（防衛功労章等の着用）
第３０条　自衛隊法施行規則第６条第２項第２号に規定する防衛大臣が定める場合は、次の各号に掲げるものとする。
（１）離着任の場合
（２）冠婚葬祭の場合
（３）公式の招待に参加する場合
２　防衛功労章等の着用区分及び着用要領は、自衛官服装規則（昭和３２年防衛庁訓令第４号）の定めるところによる。
（精勤章の着用等）
第３１条　精勤章は、自衛官服装規則（昭和３２年防衛庁訓令第４号）の定めるところにより着用するものとする。ただし、次の各号に掲げる精勤章は着用することができない。
（１）士長等の階級から曹長等以上の階級に昇任した者にその昇任前に授与された士長等の精勤章
（２）曹長等の階級から准陸尉、准海尉又は准空尉以上の階級に昇任又は士長等の階級に降任した者に、その昇任又は降任前に授与された曹長等の精勤章

（３）精勤章甲を授与される前に授与された精勤章乙

（功労章、第１級部隊功績貢献章又は精勤章の着用停止）

第３２条　功労章を授与された隊員が懲戒処分（戒告の場合を除く。以下同じ。）を受けた場合、第１級部隊功績貢献章を授与された隊員が懲戒処分を受けた場合及び精勤章を授与された隊員が懲戒処分を受けた場合には、それぞれ次の区分によりその着用を停止しなければならない。

（１）降任の場合　当該隊員が降任直後の階級又は職務の級にある期間

（２）停職の場合　３月（停職期間が３月をこえる場合にあつては、当該停職の期間）

（３）減　給　１月

（再交付等）

第３３条　防衛功労章等、精勤章、賞詞及び賞状（以下「功労章等」という。）を亡失し、又は破損したときは、当該表彰権者又は授与権者は、願出によりこれを再交付することができる。

２　前項の願出は、順序を経て当該表彰権者に申請してこれを行うものとする。申請書の様式は、別表第６の例による。

３　功労章等を亡失し前２項の規定により再交付を受けた場合において前に授与された功労章等を発見するに至つたときは、速やかにこれを当該表彰権者又は授与権者に返納しなければならない。

４　精勤章を授与された曹長等及び士長等が同位の階級をもつて他の自衛隊に異動したときは、異動後の所属にかかる授与権者は、当該者に対し、異動後の階級について別表第３に定める制式の精勤章を異動直前に授与されていた精勤章と同数だけ交付するものとする。

（感謝状の取消し）

第３４条　贈与権者は、感謝状を贈与した隊員以外の者又は団体について、当該感謝状を贈与した後に当該隊員以外の者又は団体の違法又は不当な行為が明らかになつた場合には、当該違法又は不当な行為の内容及び程度並びに公務に対する国民の信頼に及ぼす影響等を勘案して、贈与した感謝状を取り消すことができる。

（報告）

第３５条　表彰権者は、表彰を行つたときは、別表第７の表彰実施報告書の例により表彰事実をすみやかに順序を経て別表第８に定める所属上官に報告するものとする。

（一般職職員への準用）

第３６条　この訓令の規定は、防衛省に勤務する国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条に規定する一般職に属する職員について準用する。

附　則（抄）

１　この訓令は、公布の日から施行する。

２　表彰に関する訓令（昭和２８年４月２８日保安庁訓令第１４号）は、廃止する。

３　第２４条の規定は、東日本大震災（平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際して、災害現場その他の地域で活動する隊員を激励することを意図して行われた自衛隊への支援を行つた隊員以外の者又は団体に対する表彰には、適用しない。

４　防衛大臣は、前項の隊員以外の者又は団体に対して、第２４条に規定する感謝状に代えて、特別感謝状を贈与する。

５　第２５条第１項第１号及び第２７条の規定は、特別感謝状について準用する。

附　則（昭和３３年９月１０日庁訓第９０号）

１　この訓令は、昭和３３年１０月１日から施行する。

２　別表第３の従前の規定による陸上自衛官の精勤章は、この訓令の改正規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附　則（昭和３６年２月２０日庁訓第７号）

この訓令は、昭和３６年３月１日から施行する。

附　則（昭和３６年９月２９日庁訓第５６号）

この訓令は、昭和３６年１０月１日から施行する。ただし、自衛隊法の一部を改正する法律（昭和３６年法律第１２６号）附則第２項前段の規定により、なお、存続するものとされる管区隊又は混成団については同法附則第１項の指定日までの間、その他の管区隊又は混成団については昭和３７年１月１７日までの間、この訓令による改正後の第２５条第３号並びに別表第２及び別表第４の表中「師団長」、「師団司令部」及び「師団長直轄部隊」は、それぞれ「管区総監又は混成団長」、「管区総監部又は混成団本部」及び「管区総監直轄部隊又は混成団長直轄部隊」とする。

附　則（昭和３７年５月１日庁訓第３１号）

この訓令は、昭和３７年５月１日から施行する。

附　則（昭和３７年８月１０日庁訓第５０号）

この訓令は、昭和３７年８月１０日から施行し、同年８月１日から適用する。

附　則（昭和３７年９月２５日庁訓第５８号）

この訓令は、昭和３７年１０月１日から施行する。

附　則（昭和３７年１１月１日庁訓第７３号）

この訓令は、昭和３７年１１月１日から施行する。

附　則（昭和３８年５月２日庁訓第２２号）

この訓令は、昭和３８年５月２日から施行する。

附　則（昭和３９年１月２９日庁訓第１号）

この訓令は、昭和３９年２月１日から施行する。

附　則（昭和３９年３月３１日庁訓第８号）

この訓令は、昭和３９年４月１日から施行する。

附　則（昭和３９年１０月２６日庁訓第４２号）

この訓令は、昭和３９年１２月１日から施行する。

附　則（昭和４０年１月２９日庁訓第４号）（抄）

１　この訓令は、昭和４０年１月２９日から施行する。

２　航空自衛隊の幹部自衛官は、当分の間、常装冬服（第１種夏服）の着用品中「正帽、階級章」を施行規則別表第４（１）ロに定める礼帽、礼服用階級章」に代えて第１種礼装冬（夏）服とすることができる。

附　則（昭和４０年２月２６日庁訓第９号）

この訓令は、昭和４０年２月２６日から施行し、昭和３９年９月１日から適用する。

附　則（昭和４０年３月５日庁訓第１２号）（抄）

１　この訓令は、昭和４０年３月５日から施行する。ただし、この訓令による改正前の第１８条に規定する精勤章は、当分の間、この訓令の改正規定にかかわらず、なお従前の例により用いることができる。

２　この訓令の施行前に授与された精勤章は、精勤章乙とみなし、この訓令の施行の時に精勤章５線以上を授与されている隊員に対しては、この訓令第１８条の定めるところに準じて、精勤章甲を授与するものとする。

附　則（昭和４１年２月３日庁訓第１号）

この訓令は、昭和４１年２月３日から施行する。

附　則（昭和４２年７月２６日庁訓第１４号）

この訓令は、昭和４２年７月２８日から施行する。

附　則（昭和４２年９月３０日庁訓第２４号）

この訓令は、昭和４２年１０月１日から施行する。

附　則（昭和４２年１０月２０日庁訓第３０号）

この訓令は、昭和４２年１０月２５日から施行する。ただし、第８２航空隊及び第８２航空隊司令に係る改正規定は、同年１２月１日から施行する。

附　則（昭和４５年６月１８日庁訓第２６号）（抄）

１　この訓令は、昭和４５年６月２２日から施行する。

附　則（昭和４６年２月１０日庁訓第１号）

１　この訓令は、昭和４６年２月１０日から施行する。

２　この訓令による改正前の制式による精勤章は、当分の間、この訓令の改正規定にかかわらず、用いることができる。

附　則（昭和４７年１０月９日庁訓第４８号）

この訓令は、昭和４７年１０月１１日から施行する。

附　則（昭和４８年２月１３日庁訓第５号）

この訓令は、昭和４８年２月１５日から施行する。

附　則（昭和４８年１０月１６日庁訓第５１号）

この訓令は、昭和４８年１０月１６日から施行する。

附　則（昭和４９年４月１１日庁訓第２７号）

この訓令は、昭和４９年４月１１日から施行する。

附　則（昭和５３年３月２７日庁訓第８号）

この訓令は、昭和５３年３月３１日から施行する。

附　則（昭和５３年７月１日庁訓第３０号）

この訓令は、昭和５３年７月１日から施行する。

附　則（昭和５３年１２月１４日庁訓第３６号）

この訓令は、昭和５３年１２月１４日から施行する。

附　則（昭和５５年３月１３日庁訓第１号）

この訓令は、昭和５５年３月１７日から施行する。

附　則（昭和５５年１２月５日庁訓第４０号）（抄）

１　この訓令は、昭和５５年１２月５日から施行する。

附　則（昭和５６年２月１０日庁訓第１号）

この訓令は、昭和５６年２月１０日から施行する。ただし、第９条中俸給の特別調整額に関する訓令別表ハの改正規定及び第１５条の改正規定は、同年３月２５日から施行する。

附　則（昭和５７年４月３０日庁訓第１９号）

この訓令は、昭和５７年４月３０日から施行する。

附　則（昭和５９年４月１１日庁訓第１８号）

この訓令は、昭和５９年４月１１日から施行する。

附　則（昭和５９年６月３０日庁訓第３７号）（抄）

１　この訓令は、昭和５９年７月１日から施行する。

附　則（昭和６０年４月６日庁訓第１９号）

この訓令は、昭和６０年４月６日から施行する。

附　則（昭和６０年１０月３１日庁訓第３７号）

この訓令は、昭和６０年１１月１日から施行する。

附　則（昭和６０年１２月２１日庁訓第４２号）（抄）

１　この訓令は、昭和６０年１２月２１日から施行する。ただし、第２条の規定並びに第３条、第５条、第１４条及び第１８条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和６１年１月１日から施行する。

2　この訓令（前項ただし書に規定する改正規定並びに第７条、第１３条、第１４条の別表第１から別表第３まで及び第２６条の規定を除く。）による改正後の各訓令の規定は、昭和６０年７月１日から適用する。

附　則（昭和６２年５月２１日庁訓第１５号）

この訓令は、昭和６２年５月２１日から施行する。

附　則（昭和６３年４月８日庁訓第１２号）

この訓令は、昭和６３年４月８日から施行する。

附　則（平成元年３月４日庁訓第６号）（抄）

1　この訓令は、平成元年３月４日から施行する。

5　この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（平成元年３月１５日庁訓第１３号）

この訓令は、平成元年３月１６日から施行する。

附　則（平成元年９月２８日庁訓第５５号）

この訓令は、平成元年１０月２日から施行する。

附　則（平成８年２月２９日庁訓第９号）

この訓令は、平成８年２月２９日から施行する。

附　則（平成８年６月３日庁訓第４２号）

この訓令は、平成８年６月３日から施行する。

附　則（平成９年１月１７日庁訓第１号）

この訓令は、平成９年１月２０日から施行する。

附　則（平成１０年３月２５日庁訓第１２号）（抄）

1　この訓令は、平成１０年３月２６日から施行する。

附　則（平成１０年１２月２日庁訓第４６号）

この訓令は、平成１０年１２月８日から施行する。

附　則（平成１１年３月１９日庁訓第８号）

この訓令は、平成１１年３月２９日から施行する。

附　則（平成１２年３月３０日庁訓第４３号）

この訓令は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年６月９日庁訓第７６号）

この訓令は、平成１２年６月１６日から施行する。

附　則（平成１３年１月６日庁訓第２号）（抄）

1　この訓令は、平成１３年１月６日から施行する。

附　則（平成１３年８月１日庁訓第７０号）

この訓令は、平成１３年８月１日から施行する。

附　則（平成１３年１１月２日庁訓第７６号）

この訓令は、平成１３年１１月２日から施行する。

附　則（平成１４年３月２２日庁訓第９号）

この訓令は、平成１４年３月２２日から施行する。

附　則（平成１５年７月２４日庁訓第５９号）

この訓令は、平成１５年７月２４日から施行する。

附　則（平成１６年９月１７日庁訓第７３号）

この訓令は、平成１６年９月１７日から施行する。

附　則（平成１８年３月２７日庁訓第３６号）

この訓令は、平成１８年３月２７日から施行する。

附　則（平成１８年３月３１日庁訓第６３号）

この訓令は、平成１８年３月３１日から施行する。

附　則（平成１８年７月２８日庁訓第８３号）

１　この訓令は、平成１８年７月３１日から施行する。

２　この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（平成１９年１月５日庁訓第１号）（抄）

１　この訓令は、平成１９年１月９日から施行する。

４　この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附　則（平成１９年３月２７日庁訓第１０号）（抄）

１　この訓令は、平成１９年３月２８日から施行する。

附　則（平成１９年８月３０日省訓第１４５号）（抄）

１　この訓令は、平成１９年９月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２５日省訓第１２号）（抄）

１　この訓令は、平成２０年３月２６日から施行する。

附　則（平成２１年７月１７日省訓第４４号）（抄）

１　この訓令は、海賊対処の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成２１年法律第５５号）の施行の日から施行する。

附　則（平成２１年７月２９日省訓第４８号）

この訓令は、平成２１年８月１日から施行する。

附　則（平成２２年６月３０日省訓第２９号）（抄）

１　この訓令は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月１日省訓第１６号）（抄）

１　この訓令は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年１２月１９日省訓第４１号）

１　この訓令は、平成２３年１２月１９日から施行する。

２　この訓令の施行の日前に、東日本大震災（平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際して、災害現場その他の地域で活動する隊員を激励することを意図して行われた自衛隊への支援を行つた隊員以外の者又は団体に対して、表彰等に関する訓令第２４条の規定により感謝状を贈与した場合の当該感謝状については、この訓令の施行の日以後においても、なお、その効力を有する。

附　則（平成２５年３月２２日省訓第１６号）（抄）

この訓令は、平成２５年３月２６日から施行する。

附　則（平成２６年３月２４日省訓第１０号）

この訓令は、平成２６年３月２６日から施行する。

附　則（平成２６年７月３１日省訓第６１号）

この訓令は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月１８日省訓第２号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２７年３月１８日から施行する。

（表彰等に関する訓令等の経過措置）

２　この訓令の施行の際現に授与されているこの訓令による改正前の表彰等に関する訓令別表第１の規定による第１級防衛功労章、第２級防衛功労章及び第３級防衛功労章は、この訓令による改正後の表彰等に関する訓令別表第１の規定にかかわらず、これを用いることができる。

附　則（平成２７年１０月１日省訓第３９号）（抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成２７年１１月２７日省訓第５１号）

この訓令は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則（平成２８年１月２９日省訓第４号）

この訓令は、平成２８年１月３１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２８日省訓第１９号）

１　この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この訓令の施行の際現に授与され、又は授与するために保管されているこの訓令による

改正前の別表第１の２の規定による第１級部隊功績貢献章は、この訓令による改正後の別表第１の２の規定にかかわらず、これを用いることができる。

附　則（平成２９年６月２３日省訓第３９号）

この訓令は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則（平成２９年１０月２４日省訓第５７号）

この訓令は、平成２９年１０月２４日から施行する。

附　則（平成２９年１０月３１日省訓第５８号）

この訓令は、平成２９年１１月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月２６日省訓第１５号）

この訓令は、平成３０年３月２７日から施行する。

附　則（平成３１年３月２９日省訓第１８号）

この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月２５日省訓第１４号）（抄）

この訓令は、令和２年３月２６日から施行する。

附　則（令和２年９月３０日省訓第５７号）（抄）

１　この訓令は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年１２月２８日省訓第６７号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、令和２年１２月２８日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）・（２）　（略）

（経過措置）

２　この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和４年３月１５日省訓第１０号）（抄）

この訓令は、令和４年３月１７日から施行する。

別表第１（第８条関係）

１　制　式

区分			第１級防衛功労章	第２級防衛功労章	第３級防衛功労章	第４級防衛功労章	第５級防衛功労章
章	地金		純銀	丹銅	丹銅	丹銅	丹銅
	表面	中央の部	紫色七宝及び金色	緑色七宝及び金色	紫紺色七宝及び金色	黄色七宝及び金色	青色七宝及び金色
		桜及び雲の部	白色七宝及び金色	白色七宝及び金色	桜に薄桜色を付した白色七宝及び金色	桜に薄桜色を付した白色七宝及び金色	桜に薄桜色を付した白色七宝及び金色
		旭光の部	白銀色及び地金色	白銀色及び銀色	白銀色及び銀色	白銀色及び銀色	白銀色及び銀色
	裏面		地金色	銀色	銀色	銀色	銀色
綬	金属芯に絹及び化学繊維の交織織物を巻いたものとし、色は、図のとおりとする。ただし、次項の図中金色と示した部分には、金糸を用いるものとする。						

２　形状

数字は、寸法を示し、単位は、ミリメートルとする。

(1)　第１級防衛功労章

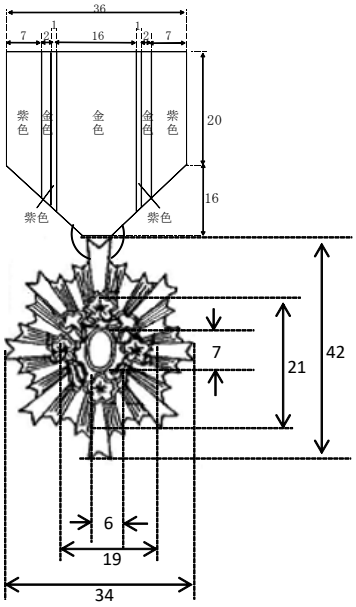

(2)　第２級防衛功労章

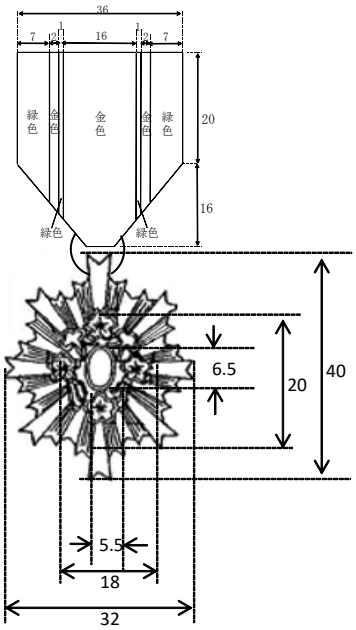

(3)　第３級防衛功労章

ア　法第６章に規定する自衛隊の行動に参加し、又は航空救難、警戒監視その他の防衛大臣の定める業務に従事し、その職務の遂行に当たり特に著しい功績があつたとして、第３級賞詞を授与された者

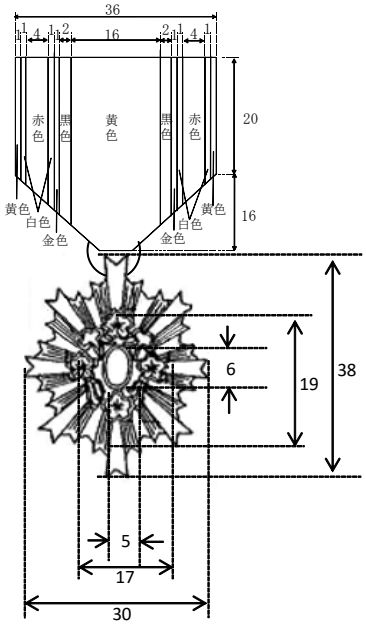

イ　職務の遂行に当たり著しい功績又は功績を重ねたことにより、職務の遂行に当たり特に著しい功績があつたとして、第３級賞詞を授与された者

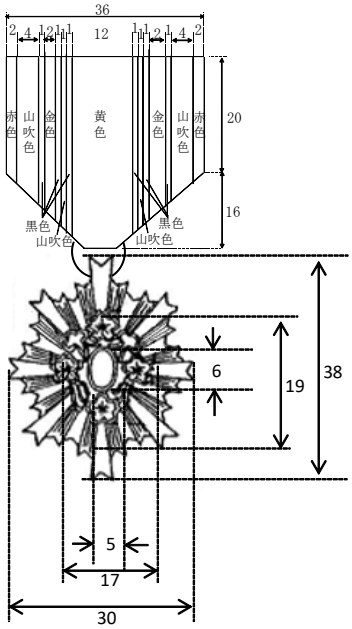

ウ　技術上優秀な発明考案をしたとして、第３級賞詞を授与された者及び業務処理の能率性の改善その他の業務の改善を行つたことにより、職務の遂行に当たり特に著しい功績があつたとして、第３級賞詞を授与された者

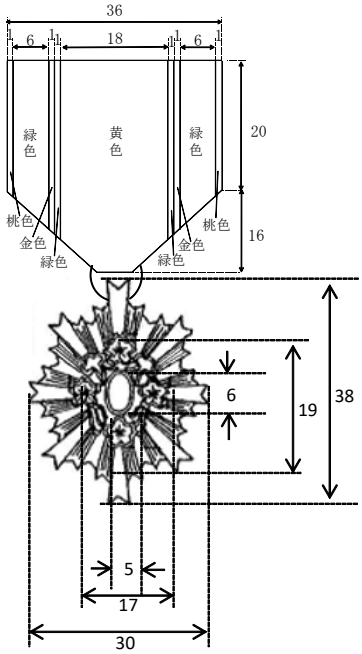

エ　アからウまでの規定による功績以外の功績があつたとして、第３級賞詞を授与された者

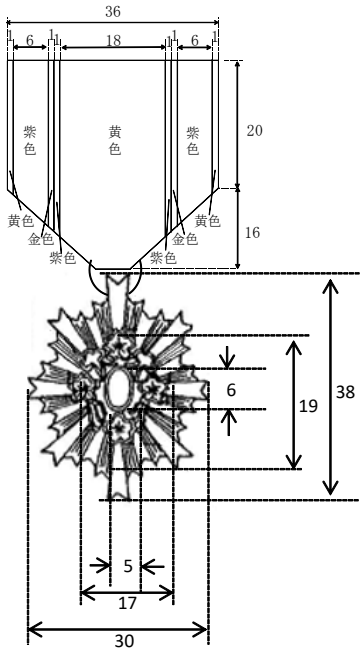

⑷　第４級防衛功労章

ア　法第６章に規定する自衛隊の行動に参加し、又は航空救難、警戒監視その他の防衛大臣の定める業務に従事し、その職務の遂行に当たり著しい功績があつたとして、第４級賞詞を授与された者

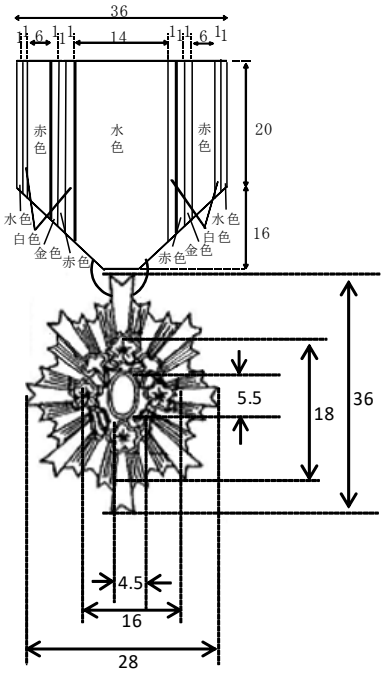

イ　職務の遂行に当たり功績を重ねたことにより、その職務の遂行に著しい功績があつたとして、第４級賞詞を授与された者

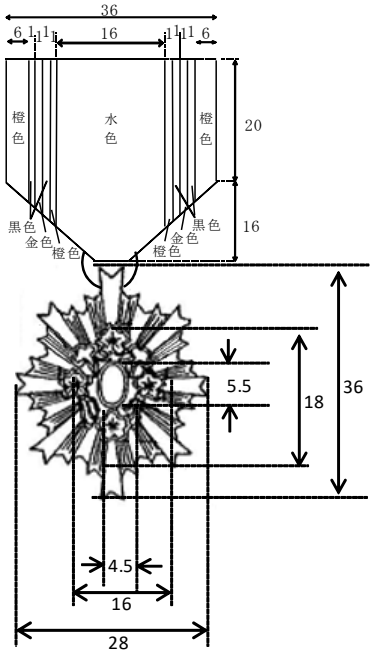

ウ　技術上優れた発明考案をしたとして、第４級賞詞を授与された者及び業務改善を行つたことにより、その職務の遂行に著しい功績があつたとして、第４級賞詞を授与された者

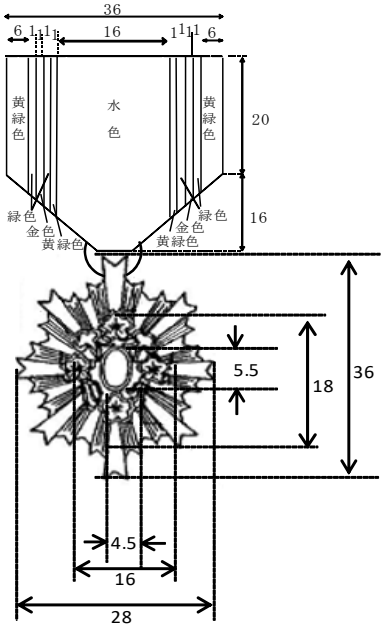

エ　アからウまでの規定による功績以外の功績があつたとして、第４級賞詞を授与された者

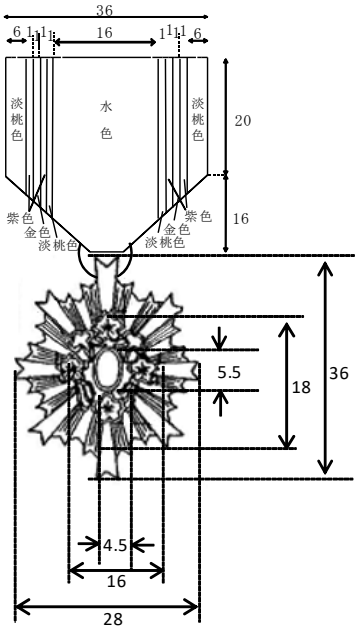

⑸　第５級防衛功労章

ア　法第６章に規定する自衛隊の行動に参加し、又は航空救難、警戒監視その他の防衛大臣の定める業務に従事し、その職務の遂行に当たり功績があつたとして、第５級賞詞を授与された者

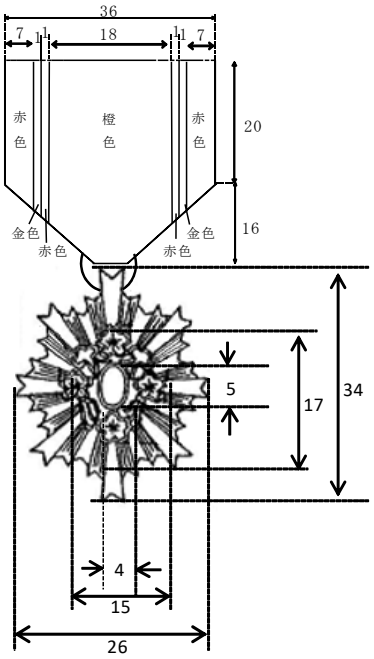

イ　職務の遂行に当たり成績を重ねたことにより、その職務の遂行に功績があつたとして、第５級賞詞を授与された者

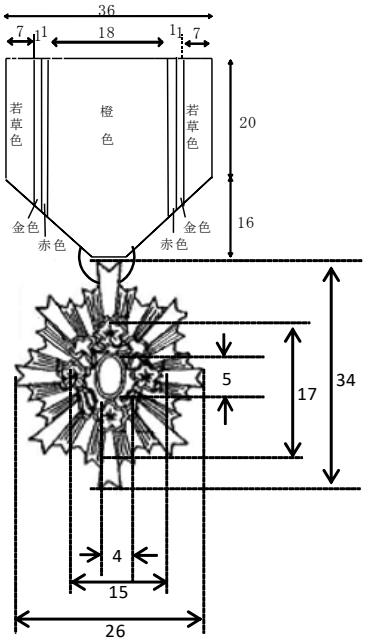

ウ　技術上発明考案をしたとして、第５級賞詞を授与された者及び業務改善を行つたことにより、その職務の遂行に功績があつたとして、第５級賞詞を授与された者

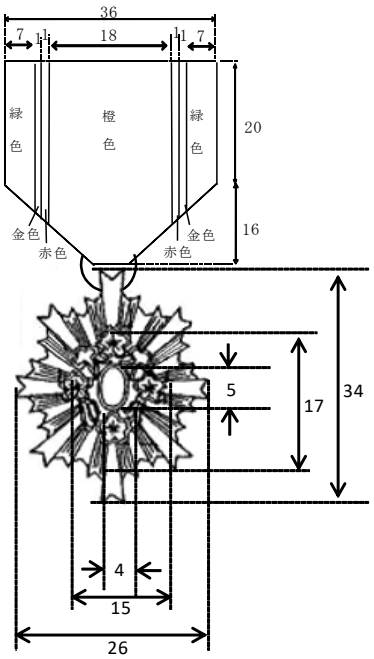

エ　アからウまでの規定による功績以外の功績があつたとして、第５級賞詞を授与された者

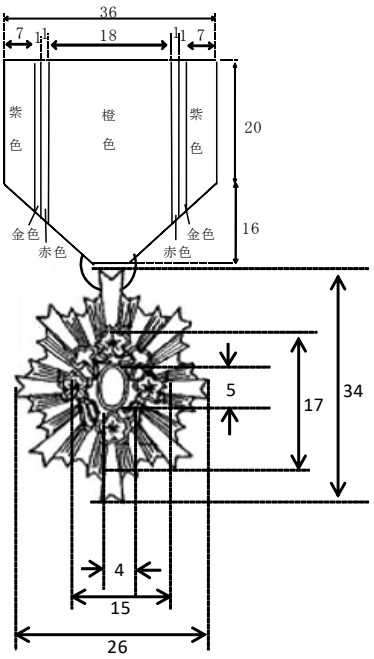

別表第１の２（第８条関係）

１　制式

区分		第１級部隊功績貢献章
章	地金	真ちゆう
	表面及び裏面	銀
綬	金属芯に絹及び化学繊維の交織織物を巻いたものとし、色は、図のとおりとする。	

２　形状

数字は、寸法を示し、単位は、ミリメートルとする。

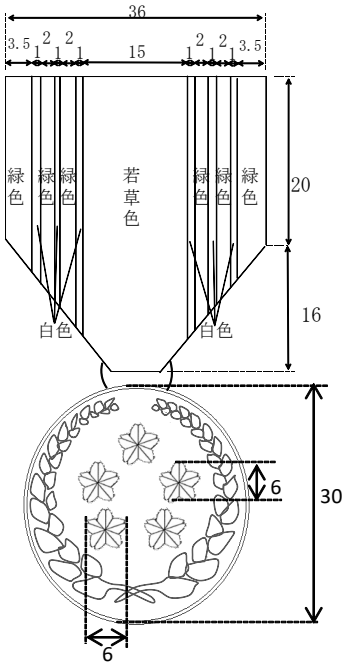
36
3.5
1
2
1
2
1
15
1
2
1
2
1
3.5
緑色
緑色
緑色
若草色
緑色
緑色
緑色
20
16
白色
白色
6
30
6

別表第２（第１０条、第１７条関係）

区　　分	表彰範囲	表　彰　権　者
第１級賞詞 第１級賞状	全　　般	防衛大臣
第２級賞詞 第２級賞状	防衛省本省の内部部局 防衛大学校等 地方防衛局	防衛大臣
	統合幕僚監部 自衛隊サイバー防衛隊	統合幕僚長
	陸上自衛隊	統合幕僚長 陸上幕僚長
	海上自衛隊	統合幕僚長 海上幕僚長
	航空自衛隊	統合幕僚長 航空幕僚長
	自衛隊情報保全隊	統合幕僚長 陸上幕僚長 海上幕僚長 航空幕僚長
	防衛装備庁	防衛装備庁長官
第３級賞詞 第３級賞状	防衛省本省の内部部局	防衛大臣
	統合幕僚監部 自衛隊サイバー防衛隊	統合幕僚学校長 自衛隊サイバー防衛隊司令
	陸上自衛隊	陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、団長、警務隊長、中央情報隊長、防衛大臣直轄機関の長、処長、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長
	海上自衛隊	自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、地方総監、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、隊群司令、校長、自衛隊横須賀

		病院長、補給本部長
	航空自衛隊	航空総隊司令官、航空方面隊司令官、警戒航空団司令、航空救難団司令、航空戦術教導団司令、航空団司令、航空警戒管制団司令、航空支援集団司令官、第１輸送航空隊司令、航空教育集団司令官、飛行教育団司令、航空開発実験集団司令官、飛行開発実験団司令、航空医学実験隊司令、学校の校長、補給処の処長、防衛大臣直轄機関の長
	自衛隊情報保全隊	自衛隊情報保全隊司令
	防衛大学校等	防衛大学校等の長
	地方防衛局	地方防衛局長
	防衛装備庁	防衛装備庁長官
第４級賞詞 第４級賞状	防衛省本省の内部部局	防衛大臣
	統合幕僚監部 自衛隊サイバー防衛隊	統合幕僚学校長 自衛隊サイバー防衛隊司令、サイバー作戦隊長、ネットワーク運用隊長
	陸上自衛隊	連隊、群及び独立大隊並びに団、連隊、群及び独立大隊に準ずる部隊（警務隊及び中央情報隊を除く。別表第４において、「連隊等」という。）の長、松戸支処長、古河支処長、用賀支処長、分校長、地方協力本部長
	海上自衛隊	護衛隊、航空隊、警備隊及びこれらに準ずる部隊（別表第４において「護衛隊等」という。）の長、処長、支処長、自衛隊呉病院長
	航空自衛隊	高射群、輸送航空隊（第１輸送航空隊を除く。）及びこれらに準ずる部隊の長、支処長
	自衛隊情報保全隊	情報保全隊長
	防衛大学校等	防衛大学校等の長
	地方防衛局	地方防衛局長
	防衛装備庁	防衛装備庁長官
第５級賞詞 第５級賞状	防衛省本省の内部部局	防衛大臣
	統合幕僚監部	統合幕僚学校長

	自衛隊サイバー防衛隊	中央指揮所運営隊長
	陸上自衛隊	大隊（独立大隊を除く。）及びこれに準ずる部隊（別表第４において「大隊等」という。）の長、中隊及びこれに準ずる部隊（別表第４において「中隊等」という。）の長、支処長（松戸支処長、古河支処長及び用賀支処長を除く。）、補給処出張所長
	海上自衛隊	東京音楽隊、地方総監直轄の掃海隊及び基地分遣隊並びにこれらに準ずる部隊（別表第４において「東京音楽隊等」という。）の長、艦艇の長、クルー長
	航空自衛隊	航空団の群司令直轄部隊及びこれに準ずる部隊の長
	防衛大学校等	防衛大学校等の長
	情報本部の通信所	情報本部の通信所長
	地方防衛局	地方防衛局長
	防衛装備庁	防衛装備庁長官

（注）１　表彰権者の表彰範囲は、その指揮監督下にある部隊等又は隊員とする。

２　陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊における統合幕僚長の表彰範囲は、当該幕僚長を通じて指揮監督される部隊等又は隊員であつて、当該指揮監督下で行われた隊務に係る功績があつた部隊等又は隊員とする。

３　自衛隊情報保全隊における統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長の表彰範囲は、当該幕僚長を通じて指揮監督される部隊又は隊員であつて、当該指揮監督下で行われた隊務に係る功績があつた部隊又は隊員とする。

４　上級の表彰権者は、その直接指揮監督する統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等（各幕僚長にあつては、その監督する防衛大臣直轄部隊等を含む。）で、本表に下級の表彰権者を定めていない部隊等に対しては、当該下級の表彰を行う。

別表第３（第１８条関係）

形　状

	曹長等の精勤章	士長等の精勤章
精勤章甲	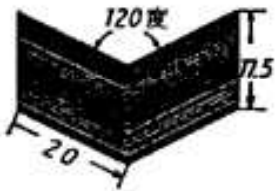	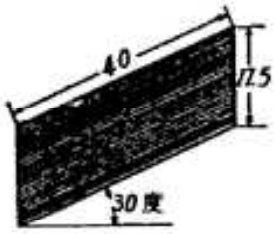
精勤章乙		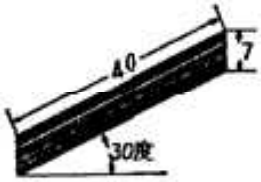

（注）数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

制　式

区　　分		曹長等の精勤章	士長等の精勤章
陸　上　自　衛　官		金色モール又は金糸による刺しゆう	金色モール又は金糸による刺しゆう
海上自衛官	冬服着用時	金色モール又は金糸による刺しゆう	赤色らしや地又は赤糸による刺しゆう
	夏服着用時	黒色らしや地又は黒糸による刺しゆう	黒色らしや地又は黒糸による刺しゆう
航　空　自　衛　官		銀色モール又は銀糸による刺しゆう	銀色モール又は銀糸による刺しゆう

別表第４（第１８条、第１９条関係）

精勤章授与単位及び授与権者

区　　分	授　与　単　位	授　与　権　者
統合幕僚監部		統合幕僚長
陸上自衛隊	陸上幕僚監部	陸上幕僚長
	陸上総隊司令部及び陸上総隊司部官直轄部隊	陸上総隊司令官
	方面総監部及び方面総監直轄部隊	方面総監
	師団司令部及び師団長直轄部隊	師団長
	旅団司令部及び旅団長直轄部隊	旅団長
	団本部及び団長直轄部隊	団　長
	警務隊	警務隊長
	中央情報隊	中央情報隊長
	連隊等	連隊等の長
	連隊等に属しない大隊等	大隊等の長
	連隊等及び大隊等に属しない中隊等	中隊等の長
	機　関	機関の長
海上自衛隊	海上幕僚監部	海上幕僚長
	地方総監部及び地方総監直轄艦艇	地方総監
	自衛艦隊司令部及び自衛艦隊司令官直轄艦艇	自衛艦隊司令官
	護衛艦隊司令部及び護衛艦隊司令官直轄艦艇	護衛艦隊司令官
	航空集団司令部	航空集団司令官
	潜水艦隊司令部	潜水艦隊司令官
	教育航空集団司令部	教育航空集団司令官
	練習艦隊司令部及び練習艦隊司令官直轄艦艇	練習艦隊司令官
	隊群司令部及び隊群司令直轄艦艇	隊群司令
	護衛隊等	護衛隊等の長
	東京音楽隊等	東京音楽隊等の長
	機　関	機関の長
航空自衛隊	航空幕僚監部	航空幕僚長

	航空総隊司令部及び航空総隊司令官直轄部隊	航空総隊司令官
	航空方面隊司令部及び航空方面隊司令官直轄部隊	航空方面隊司令官
	警戒航空団	警戒航空団司令
	航空救難団	航空救難団司令
	航空戦術教導団	航空戦術教導団司令
	航空団、航空警戒管制団及び高射群	航空団司令、航空警戒管制団司令及び高射群司令
	航空支援集団司令部及び航空支援集団司令官直轄部隊	航空支援集団司令官
	輸送航空隊、航空保安管制群及び航空気象群	輸送航空隊司令、航空保安管制群司令及び航空気象群司令
	航空教育集団司令部及び航空教育集団司令官直轄部隊	航空教育集団司令官
	飛行教育団及び航空教育隊	飛行教育団司令及び航空教育隊司令
	航空開発実験集団司令部及び航空開発実験集団司令官直轄部隊	航空開発実験集団司令官
	飛行開発実験団	飛行開発実験団司令
	防衛大臣直轄部隊	防衛大臣直轄部隊の長
	機　関	機関の長
共同の部隊	自衛隊情報保全隊	自衛隊情報保全隊司令
	自衛隊サイバー防衛隊	自衛隊サイバー防衛隊司令
防衛大学校等		防衛大学校等の長
地方支分部局	地方防衛局	地方防衛局長
防衛装備庁	防衛装備庁	防衛装備庁長官

別表第５　（第二十九条関係）

第〇号

感　　謝　　状

住　所

氏　名（又は団体名）

（要すれば団体代表者の職、氏名）

貴殿（貴団体）は、平成〇年〇月〇日〇〇に当たり、自衛隊に協力援助され、〇〇であり、その功労誠に著しいものがあります。

よつて、ここに〇〇を添えて、深く感謝の意を表します。

年　月　日

（官　職）

（階　級）（氏　　名）

官　印

（注）１　整理番号は発行順に付ける。

２　副賞を贈与しないときは、「〇〇を添えて」の字句を記入しない。

３　紙質は上質のものを用い、Ａ３版又はＢ４版とし、金色縁飾りを付ける。

別表第６（第３３条関係）

功労章等再交付上申請

○○発第　　号
　　年　　月　　日

上申者（部隊等の名称）
（官職　階級　氏名）

表彰権者あて
……再交付について上申

申請者（部隊等の名称）
（階級　科　　氏名　認番）

上記の者は、下記のとおり……を亡失（破損）したが、その事情止むを得ないものがあるので、再交付されたく上申する。

記

１　亡失又は破損の日時
２　亡失又は破損の場所
３　亡失又は破損の状況
４　功績記章等の番号

注　１　亡失又は破損の状況はできる限り詳細に記載すること。
　　２　その他証拠となる書類があれば添付すること。

別表第７（第３５条関係）

表彰実施報告書

（報告統制章号総第　　号）

表彰状況報告書（年月日）							部隊名
表彰権者職名	被表彰者				表彰		
	所属	階級又は官職(職種)	氏名	認番	種別級別	副賞	表彰理由概要

別表第８（第３５条関係）

表彰の報告を提出する所属上官

表彰の種類	表彰の区分	賞詞受賞者の区分	所属上官	摘　要
賞　詞	第３級以上	全隊員	防衛大臣	(1) 海上自衛隊の准海尉以下（海上幕僚監部及び地方総監部に勤務するものを除く。）の者の表彰は、すべて任命権者である地方総監に通報するものとする。 (2) 表彰権者（陸上幕僚長を除く。）は、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛大学校等、地方防衛局、共同の部隊及び共同の機関並びに防衛装備庁に勤務している陸上自衛官を表彰したときは、陸上幕僚長に通報するものとする。 (3) 表彰権者（海上幕僚長を除く。）は、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、陸上自衛隊、航空自衛隊、防衛大学校等、地方防衛局、共同の部隊及び共同の機関並びに防衛装備庁に勤務している海上自衛官を表彰したときは、海上幕僚長に通報するものとする。 (4) 表彰権者（航空幕僚長を除く。）は、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、防衛大学校等、地方防衛局、共同の部隊及び共同の機関並びに防衛
	第　４　級	３等陸尉、３等海尉又は３等空尉以上の自衛官及び職務の級３級以上の者	第　２　級表彰権者	
		准陸尉、准海尉又は准空尉以下の自衛官及び職務の級２級以下の者	第　３　級表彰権者	
	第　５　級	３等陸尉、３等海尉又は３等空尉以上の自衛官及び職務の級３級以上の者	第　２　級表彰権者	
		准陸尉、准海尉又は准空尉及び曹長等及び職務の級２級以下の者	第　３　級表彰権者	
		士長等	第　４　級表彰権者	
賞　状	第３級以上	――――――――	防衛大臣	
	第　４　級	――――――――	第　３　級表彰権者	
	第　５　級	――――――――	第　４　級表彰権者	

				装備庁に勤務している航空自衛官を表彰したときは、航空幕僚長に通報するものとする。 (5) (2)から(4)までの場合のほか、統合幕僚長は、陸上自衛官を表彰したときは陸上幕僚長に、海上自衛官を表彰したときは海上幕僚長に、航空自衛官を表彰したときは航空幕僚長に、それぞれ通報するものとする。 (6) 表彰権者は、派遣されて勤務している者を表彰した場合には、その者の所属する部隊等の長に通報するものとする。

（注）この表において「３級」等とは、任命権に関する訓令（昭和３６年防衛庁訓令第４号）第２条第６号に規定する「３級」等を示すものとする。